

新	旧	備考
<p data-bbox="172 464 1142 737">電気個別要綱 (CO2フリープランB)</p> <p data-bbox="427 1108 887 1171"><u>2026年1月1日</u>実施</p> <p data-bbox="172 1619 1142 1682">株式会社CDエナジーダイレクト</p>	<p data-bbox="1279 464 2249 737">電気個別要綱 (CO2フリープランB)</p> <p data-bbox="1534 1108 1994 1171"><u>2024年4月1日</u>実施</p> <p data-bbox="1279 1619 2249 1682">株式会社CDエナジーダイレクト</p>	<p data-bbox="2326 1104 2674 1136">○改定後の要綱実施日へ変更。</p>

新	旧	備 考																																
本 則	本 則																																	
<p>1 適 用</p> <p>(1) この個別要綱のCO2フリープランB（以下「CO2フリープランB」といいます。）は、当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「ソニーネットワークコミュニケーションズ」といいます。）が当社の代理業者としてお客さまから申込みを受付し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。</p> <p>(2) この個別要綱は、東京電力パワーグリッド株式会社の託送供給等約款で定める供給区域（ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）で、かつ、ソニーネットワークコミュニケーションズが定める区域に適用いたします。</p> <p>(3) この個別要綱は、基本要綱とあわせて適用いたします。</p> <p>2 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="302 1367 1012 1709"> <tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>793 円 41 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>940 円 12 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>1,086 円 82 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>1,380 円 23 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,673 円 64 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,967 円 05 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>2,260 円 46 銭</td></tr> </table> <p>(2) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="136 1892 1196 1955"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>31円16銭</td> </tr> </table>	契約電流 10 アンペア	793 円 41 銭	契約電流 15 アンペア	940 円 12 銭	契約電流 20 アンペア	1,086 円 82 銭	契約電流 30 アンペア	1,380 円 23 銭	契約電流 40 アンペア	1,673 円 64 銭	契約電流 50 アンペア	1,967 円 05 銭	契約電流 60 アンペア	2,260 円 46 銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31円16銭	<p>1 適 用</p> <p>(1) この個別要綱のCO2フリープランBは、当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「ソニーネットワークコミュニケーションズ」といいます。）が当社の代理業者としてお客さまから申込みを受付し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。</p> <p>(2) この個別要綱は、東京電力パワーグリッド株式会社の託送供給等約款で定める供給区域（ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）で、かつ、ソニーネットワークコミュニケーションズが定める区域に適用いたします。</p> <p>(3) この個別要綱は、基本要綱と合わせて適用いたします。</p> <p>2 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1406 1367 2116 1709"> <tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>793 円 41 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>940 円 12 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>1,086 円 82 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>1,380 円 23 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,673 円 64 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,967 円 05 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>2,260 円 46 銭</td></tr> </table> <p>(2) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1240 1892 2300 1955"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>31円16銭</td> </tr> </table>	契約電流 10 アンペア	793 円 41 銭	契約電流 15 アンペア	940 円 12 銭	契約電流 20 アンペア	1,086 円 82 銭	契約電流 30 アンペア	1,380 円 23 銭	契約電流 40 アンペア	1,673 円 64 銭	契約電流 50 アンペア	1,967 円 05 銭	契約電流 60 アンペア	2,260 円 46 銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31円16銭	<p>○後段の規定を考慮して定義を明確化。</p> <p>○記載規則を統一するためひらがなに変更。</p>
契約電流 10 アンペア	793 円 41 銭																																	
契約電流 15 アンペア	940 円 12 銭																																	
契約電流 20 アンペア	1,086 円 82 銭																																	
契約電流 30 アンペア	1,380 円 23 銭																																	
契約電流 40 アンペア	1,673 円 64 銭																																	
契約電流 50 アンペア	1,967 円 05 銭																																	
契約電流 60 アンペア	2,260 円 46 銭																																	
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31円16銭																																	
契約電流 10 アンペア	793 円 41 銭																																	
契約電流 15 アンペア	940 円 12 銭																																	
契約電流 20 アンペア	1,086 円 82 銭																																	
契約電流 30 アンペア	1,380 円 23 銭																																	
契約電流 40 アンペア	1,673 円 64 銭																																	
契約電流 50 アンペア	1,967 円 05 銭																																	
契約電流 60 アンペア	2,260 円 46 銭																																	
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31円16銭																																	

新		旧		備考
120 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 17 銭	120 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 17 銭	
400 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41 円 79 銭	400 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41 円 79 銭	
<p>3 割 引</p> <p>(1) ガスセット割 (以下「セット割」といいます。) は、次のいずれにも該当するお客さまがセット割の適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。</p> <p>イ CO2フリープランBの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約 (以下「対象ガス需給契約」といいます。) を締結していること。</p> <p>ロ CO2フリープランBの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金を同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。</p> <p>(2) セット割の適用を受けるお客さまの料金は、2 (料金) に定める料金から、2 (料金) (1)によって基本料金として算定された金額およびその1月の使用電力量に2 (料金) (2)の該当料金を適用して算定された金額それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いた金額といたします。</p> <p>(3) お客さまがセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。</p>		<p>3 割 引</p> <p>(1) ガスセット割 (以下「セット割」といいます。) は、次のいずれにも該当するお客さまがセット割の適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。</p> <p>イ CO2フリープランBの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約 (以下「対象ガス需給契約」といいます。) を締結していること。</p> <p>ロ CO2フリープランBの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金を同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。</p> <p>(2) セット割の適用を受けるお客さまの料金は、2 (料金) に定める料金から、2 (料金) (1)によって基本料金として算定された金額およびその1月の使用電力量に2 (料金) (2)の該当料金を適用して算定された金額それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いた金額といたします。</p> <p>(3) お客さまがセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。</p>		<p>○記載規則を統一するため全角に変更 (以下も同様)。</p> <p>○他の個別要綱と平仄を合わせるため追加。</p>
<p>4 CO2フリープランBの特徴</p> <p>(1) CO2フリープランBは、当社がお客さまに供給する電気にあわせて、当社が調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用することで、供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに、当該電気のCO2排出量を実質ゼロとします。</p> <p>(2) CO2フリープランBにおける非化石証書の使用状況等については、ソニーネットワークコミュニケーションズのホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。</p> <p>(3) CO2フリープランBに用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものを活用します。</p> <p>(4) 非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与できない場合や、実質的にCO2排出量がゼロにならない場合もあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。</p>		<p>4 CO2フリープランBの特徴</p> <p>(1) CO2フリープランBは、当社がお客さまに供給する電気にあわせて、当社が調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用することで、供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに、当該電気のCO2排出量を実質ゼロとします。</p> <p>(2) CO2フリープランBにおける非化石証書の使用状況等については、ソニーネットワークコミュニケーションズのホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。</p> <p>(3) 非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与できない場合や、実質的にCO2排出量がゼロにならない場合もあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。</p>		
<p>5 その他</p> <p>(1) 基本要綱6 (需給契約の申込み) (1)にかかわらず、お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は、あらかじめ基本要綱およびこの個別要綱を承諾のうえ、基本要綱6 (需給契約の申込み) (1)に定める事項その他当社およびソニーネットワークコミュニケーションズが必要とする事項を明らかにして、所定の様式によってソニーネットワークコミュニケーションズまたはその指定店を通じて当社へ申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、当該申込みについては、基本要綱6 (需給契約の申込み) (2)、</p>		<p>5 その他</p> <p>(1) 基本要綱6 (需給契約の申込み) (1)にかかわらず、お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は、あらかじめ基本要綱およびこの個別要綱を承諾のうえ、基本要綱6 (需給契約の申込み) (1)に定める事項その他当社およびソニーネットワークコミュニケーションズが必要とする事項を明らかにして、所定の様式によってソニーネットワークコミュニケーションズまたはCO2フリープランB販売の委託先 (以下「委託先」といいます。) 通じて当社へ申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、当該申込み</p>		<p>○他の代理事業者向け個別要綱との規定内容の統一化を図るため修正。</p>

新	旧	備考
<p>(3)および(4)が適用されるものといたします。</p> <p>(2) 基本要綱2（要綱の変更）(7)にかかわらず、当社は、この個別要綱を変更する場合、変更前の変更しようとする内容、変更後に変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法、またはインターネット上のソニーネットワークコミュニケーションズのウェブサイトもしくは当社のウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。</p> <p>(3) 当社は、特別の事情がある場合を除き、基本要綱1（適用）(1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより、基本要綱20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。</p> <p>(4) 当社は、基本要綱22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表3（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。</p> <p>(5) 当社は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用電力量、料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまとソニーネットワークコミュニケーションズまたはCO2フリープランB販売の委託先とのサービス契約に係る事項について、ソニーネットワークコミュニケーションズまたはCO2フリープランB販売の委託先に情報を提供することおよびソニーネットワークコミュニケーションズまたはCO2フリープランB販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。</p> <p>(6) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。</p>	<p>については、基本要綱6（需給契約の申込み）(2)、(3)および(4)が適用されるものといたします。</p> <p>(2) 基本要綱2（要綱の変更）(7)の規定にかかわらず、当社は、この個別要綱を変更する場合、変更前の変更しようとする内容、変更後に変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法、またはインターネット上のソニーネットワークコミュニケーションズのウェブサイトもしくは当社のウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。</p> <p>(3) 当社は、特別の事情がある場合を除き、基本要綱1（適用）(1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより、基本要綱20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。</p> <p>(4) 当社は、基本要綱22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表3（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。</p> <p>(5) 当社は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用電力量、料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまとソニーネットワークコミュニケーションズまたは委託先とのサービス契約に係る事項について、ソニーネットワークコミュニケーションズまたは委託先に情報を提供することおよびソニーネットワークコミュニケーションズまたは委託先から情報の提供を受けることがあります。</p> <p>(6) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。</p>	<p>○規定表現を統一するため削除。</p> <p>○他の代理事業者向け個別要綱との規定内容の統一化を図るため追加。</p>

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>実施期日 この個別要綱は、2026年1月1日から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 本個別要綱の実施期日 本個別要綱は、2024年4月1日から実施いたします。</p> <p>2 本個別要綱の実施に伴う切替え措置 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2024年4月1日より前であって、2024年4月1日から同月30日までの間に実施された検針により計量および算定された使用電力量にもとづいて算定される料金については、本個別要綱の変更前の電気個別要綱に基づき算定いたします。</p>	<p>○表現方法を統一するとともに、改定後の要綱実施日へ変更。</p> <p>○今回の改定では料金に関する切替措置は不要なため削除。</p>
<p style="text-align: center;">別 表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>【イ】 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (86,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>【ロ】 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$	<p style="text-align: center;">別 表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>【イ】 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (86,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>【ロ】 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$	<p>○記載規則を統一するため半角に変更。</p>

新	旧	備考																																																				
<p>ハ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p>	<p>ハ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p>																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 384 658 436">平均燃料価格算定期間</th> <th data-bbox="658 384 1196 436">燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 436 658 548">毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td data-bbox="658 436 1196 548">その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 548 658 659">毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td data-bbox="658 548 1196 659">その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 659 658 770">毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td data-bbox="658 659 1196 770">その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 770 658 882">毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td data-bbox="658 770 1196 882">その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 882 658 993">毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td data-bbox="658 882 1196 993">その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 993 658 1104">毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td data-bbox="658 993 1196 1104">その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1104 658 1215">毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td data-bbox="658 1104 1196 1215">その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1215 658 1327">毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td data-bbox="658 1215 1196 1327">その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1327 658 1438">毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td data-bbox="658 1327 1196 1438">翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1438 658 1549">毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td data-bbox="658 1438 1196 1549">翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1549 658 1661">毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td> <td data-bbox="658 1549 1196 1661">翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1661 658 1850">毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td> <td data-bbox="658 1661 1196 1850">翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 384 1762 436">平均燃料価格算定期間</th> <th data-bbox="1762 384 2297 436">燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1240 436 1762 548">毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td data-bbox="1762 436 2297 548">その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 548 1762 659">毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td data-bbox="1762 548 2297 659">その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 659 1762 770">毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td data-bbox="1762 659 2297 770">その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 770 1762 882">毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td data-bbox="1762 770 2297 882">その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 882 1762 993">毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td data-bbox="1762 882 2297 993">その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 993 1762 1104">毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td data-bbox="1762 993 2297 1104">その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1104 1762 1215">毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td data-bbox="1762 1104 2297 1215">その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1215 1762 1327">毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td data-bbox="1762 1215 2297 1327">その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1327 1762 1438">毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td data-bbox="1762 1327 2297 1438">翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1438 1762 1549">毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td data-bbox="1762 1438 2297 1549">翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1549 1762 1661">毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td> <td data-bbox="1762 1549 2297 1661">翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1661 1762 1850">毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td> <td data-bbox="1762 1661 2297 1850">翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間	
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																					
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間																																																					
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																					
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間																																																					
<p>ニ 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p>	<p>ニ 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p>																																																					

新	旧	備考				
<p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="240 289 1190 346"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>18 銭 3 厘</td> </tr> </table> <p>(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出いただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	1 キロワット時につき	18 銭 3 厘	<p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1344 289 2294 346"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>18 銭 3 厘</td> </tr> </table> <p>(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出いただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	1 キロワット時につき	18 銭 3 厘	
1 キロワット時につき	18 銭 3 厘					
1 キロワット時につき	18 銭 3 厘					

新	旧	備考
<p>3 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式</p> <p>(1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりいたします。</p> $\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第2段階料金適用電力量} = 280 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ400キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(2) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	<p>3 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式</p> <p>(1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりいたします。</p> $\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第2段階料金適用電力量} = 280 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ400キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(2) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	